

# 6 月定例教育委員会会議録

## 公開案件

開催日時	令和 7 年 6 月 26 日（木） 午前 10 時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下 1 階 B 1 会議室	
出席者	委員	北谷教育長、柳澤委員、梅田委員、川村委員、新井委員 【計 5 人出席】
	事務局	小林課長補佐、荒谷
	理事者	垣見教育部長、若林教育部次長、牧野教育部次長、土田教育政策課長、徳岡教育総務課長、西村学校教育課長、杉田いじめ防止生徒指導課長、高保健給食課長
開催形態	公開（傍聴者なし）	
議題	1 教育長報告 教育長報告（1）	奈良市いじめ調査委員会委員（令和 7 年度第 1 号）の委嘱又は任命について
	2 議案 議案第 11 号	奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について
決定取り纏め事項	1 教育長報告 教育長報告（1）	奈良市いじめ調査委員会委員（令和 7 年度第 1 号）の委嘱又は任命については、了承した。
	2 議案 議案第 11 号	奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命については、原案どおり可決した。
担当課	教育政策課	
<b>議事の内容</b>		
教 育 長	おはようございます。6 月定例教育委員会を始めさせていただきます。	
教 育 部 長	教育長。本日の教育長報告（1）「奈良市いじめ調査委員会委員（令	

和7年度第1号)の委嘱について」を「奈良市いじめ調査委員会委員(令和7年度第1号)の委嘱又は任命について」に変更させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

教 育 長

分かりました。  
まず、事務局から資料の説明をお願いします。

事 務 局

資料につきましては、既にお配りしているとおりでございます。

教 育 長

本日の委員会は委員全員が出席しており、委員会は成立をいたします。ただいまから6月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名委員は、私と梅田委員でお願いいたします。

次に、会議録の確認を行います。5月定例教育委員会の会議録の署名委員は新井委員です。新井委員からは、6月19日の事前説明にて、既にご承認、ご署名をいただいておりますので、ご報告をいたします。ありがとうございました。

それでは本日の案件に入ります。本日の案件は、教育長報告1件、議案1件です。なお、先月使用承認した後援名義は26件ございましたので、報告いたします。

まず、教育長報告(1)「奈良市いじめ調査委員会委員の委嘱又は任命について」、いじめ防止生徒指導課長より説明願います。

いじめ防止生徒指導課長

奈良市いじめ調査委員会につきましては、市内で発生したいじめの重大事態について、事実関係を明確にするための調査を行った上で、明らかになった事実関係に基づき、再発防止策の検討・提言を行うことを目的とし、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として設置いたします。

委員の構成につきましては、お手元資料の2ページをご覧ください。奈良市いじめ調査委員会規則第2条の定めにより、調査委員会は、7人以内で組織し、その構成員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他奈良市教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命することを定めております。委員の任期は2年となっております。

資料1ページの委員名簿をご覧ください。教育の分野では、日本授業UD学会より石塚謙二氏を推薦いただきました。石塚氏は、国立特別支援教育総合研究所研究室長、文部科学省特別支援教育調査官、大阪府豊能町教育委員会教育長等を歴任され、現在は江東区教育委員会教育支援課に特別支援教育係アドバイザーとして勤務されています。

次に、医療の分野では、奈良県医師会より太田豊作氏を推薦いただきました。太田氏は奈良県立医科大学に児童精神科医として勤務されており、特に注意欠如多動症、自閉スペクトラム症に関する臨床的研究を行

っておられます。

法律の分野では、奈良弁護士会より、子どもの権利委員会委員で奈良人権擁護委員である水丸貴美子氏と、子どもの権利委員会委員長の井上泰幸氏をご推薦いただいております。

最後に、市教育委員会事務局より、いじめ防止生徒指導課の川那辺和典を調査委員会委員として任命いたします。任命する者につきましては、いじめをはじめとする生徒指導事案への対応に長けた当課の主任であり、調査委員会の事務局としての役割ではなく、他の委嘱をします委員と同様に、調査委員会の委員としての役割を担います。

以上、報告させていただきます。

教 育 長            それではこの件に関しましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

川 村 委 員            報告に関しては、異議等ございません。よろしく願いいたします。  
やはり子どもに対しての、子どもの中でのいじめ防止に向けての取組、そしてそれが重大化しないように防ぐための取組といったものをしっかり考えていただいた中で、この委員の皆さんに公平・中立の立場でしっかり調査をしていただきたいということを改めて重ねてお願いしたいと思います。

また、子どもの多様性、特性というのは本当に様々でありますので、そういったものに関してもしっかりと今後対応できるような組織づくりにつなげられるような提案等もいただけたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

教 育 長            ありがとうございます。ほかに意見ございませんでしょうか。

梅 田 委 員            奈良市いじめ調査委員会として動きを持っていただいているということで、この報告については私も何ら意見はございません。しっかり進めていただけたらと思うんですけども、改めて、いじめの重大事態の対応としてこのような形で調査委員会を持つことについて、昨年度文科省において改定されたいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの内容についても、今回の動きと重ねて見ました。

目的については、お話にもあったように、事実関係を可能な限り明らかにしつつ、重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを目的とした調査だということが明確に書いてあります。そのような目的がある中、調査組織を設置するに当たっての調査主体を決定する上でも考えていただいたことかと思いますが、このガイドラインに書いてあることを確認していくと、今回のように設置者を主体とする形の判断がなされたということは、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴え等を踏まえて、学校主体の調査では重大事態への

対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断したということです。教育委員会がそう判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、設置者において調査を実施するという記述があり、今回もそのように判断をなされたのだと思います。このような経緯の中で、実際の委嘱に当たっては、奈良市のいじめ調査委員会規則に基づきその内容を配慮した中で、この委員に動いていただくということかと思えます。

このような判断で設置する委員会であるということ考えたときに、この重大事態調査を教育委員会等方式で実施する目的については、しっかり委員の方々の共通認識を持って取り組んでいただくことが何よりも大切なことであろうかと思えます。先ほどの説明からも、言うまでもなくそのようなことをしっかり把握していただける委員の方々と受け止めましたけれども、一つ一つをしっかりと確認しつつ、より良い形で今後の対応につながっていくことを目途として取り組んでいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

教 育 長

ありがとうございます。今、梅田委員からご意見のあったことについては、いじめ調査委員会委員長はもとより各委員にも改めて認識していただき調査を進めていただくようお願いしたいと思えます。

ほかに、ご意見等ございませんでしょうか。

柳 澤 委 員

規則上全く問題ないというのが前提ですが、国の方で定めている3つの委員会の並びがあるところで、いじめ調査委員会のところには学識経験者という表示がなされています。これは規則制定の最初の段階のもので、今の規則では、読み上げられたように委員は教育、法律…ということになっているということですが、この教育というのは、教育行政職なのか、教育研究者である大学関係者なのか。本来、学識経験者と言葉が入っていると、教育行政担当者が学識経験者に該当しないとは言いませんけれども、ちょっと無理があるような印象を持ちました。規則上もそうなっていますので全く差し支えないんですけども、特に行政のスタンスを強く押し出してというよりは、先ほどおっしゃったとおりで、子どもたちにより良い形になるよう様々にご議論いただけたらありがたいと思えます。少し違和感を覚えたというところで申し上げさせていただきました。

教 育 長

ありがとうございます。ご意見は受け賜っておき、今後検討することにしておきたいと思えます。

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それではご意見がないようですので、教育長報告（1）「奈良市いじめ調査委員会委員（令和7年度第1号）の委嘱又は任命について」は、了承いたします。

次に、議案の審議に移ります。議案第 11 号「奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について」、保健給食課長より説明をお願いします。

保健給食課長

本市児童生徒の結核の感染予防や早期発見・早期治療に努め、児童生徒の健康と安全を図ることを目的として、奈良市学校結核対策委員会を設置しております。お手元の資料をご覧ください。資料の 1 ページは、委嘱及び任命しようとする委員について、2 ページと 3 ページは、奈良市結核対策委員会規則となっております。

資料 2 ページをご覧ください。第 3 条により、委員会は、奈良市保健所長、結核に関して専門的知識を有する者、学校医の代表者、奈良市医師会の代表者、学校長の代表者、養護教諭の代表者 8 人以内で組織することとなっております。任期は、委嘱又は任命の日から年度末までとなっております。

資料 1 ページをご覧ください。8 名の委員のうち 7 名の委員が再任、1 名の委員が新任となっております。本市では男女共同参画社会の推進のため、審議会等において女性委員を積極的に登用することとしておりますが、今回の委嘱又は任命による女性委員の比率は昨年度から変更はございません。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

教 育 長

ありがとうございます。それではこの件につきまして、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

梅 田 委 員

議案につきましては、異議ございません。

確認なんですけれども、これは市立学校に通う児童生徒を対象とした対応かと思えますけれども、市内には国立、そして私立の学校に通う児童生徒もいます。そこについては、それぞれの設置者で対応しているということでしょうか。教えていただければと思います。

保健給食課長

結核対策委員会が既に、法令上設置義務がある委員会ではなくなっているんですけれども、国立学校は国立学校で、国立学校結核対策委員会ということで、女子大附属小や附属中等教育学校、教育大附属小学校では、委員会を同じような形式で設けておられます。

梅 田 委 員

ありがとうございます。それぞれの校医さんは同様に医師会等とも関わりながら、その状況もしっかりと把握していただいているということですね。

保健給食課長

それぞれの学校として委員会を設けて、検討されておられます。

梅田委員	国立学校と私立でも同様の対応ということですね。ありがとうございます。
教育長	ほかによろしいでしょうか。 それでは、ご意見がないようですので、議案第11号「奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について」、採決をいたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって議案第11号は原案どおり可決することに決定をいたしました。 これで本日の案件は終了いたしました。そのほかに何かご意見、ご連絡等ございませんでしょうか。 それではこれもちまして本日の教育委員会は閉会といたします。 ありがとうございます。